

(裏 面)

【記入要領】

1 土木関係設計業務における資格要件

- (ア) 技術士とは、技術部門が、建設、水道、農業、林業、水産、応用理学、機械、電気・電子のいずれかに該当する部門を第2次試験で選択した者をいう。
- (イ) 同等の技術者とは、「大卒18年以上、短大・高専卒23年以上、高卒28年以上」の土木関係設計業務の実務経験を持つ技術者をいう。
- (ウ) R C C M (シビルコンサルティングマネージャー)の資格保有者

2 地質調査業務における資格要件

- (ア) 技術士とは、技術部門が、建設部門(選択科目が土質及び基礎)又は応用理学部門(選択科目が地質)に該当する科目を第2次試験で選択した者をいう。
- (イ) 大学又は高専において、別表第1項に掲げる学科を修めて卒業後15年以上の地質調査に関する実務経験を有する者をいう。
- (ウ) 高校において、別表第2項に掲げる学科を修めて卒業後10年以上の地質又は土質の調査及び計測に関する実務の経験を有する者をいう。
- (エ) 大学又は高専において、別表第3項に掲げる学科を修めて卒業後8年以上の地質又は土質の調査及び計測に関する実務の経験を有する者をいう。

別表

1	土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。この表において同じ。)、建築学、鉱山学、地学、物理学に関する学科
2	土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科
3	土木工学、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科

- (オ) 大臣認定とは、国土交通大臣が(イ)～(エ)に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものと認定した者をいう。

4 その他の有資格者数

専 門 最終学歴	建 築		土 木				地質調査技士	電 気	機 械	補 償				有 資 格 者 土地区画整理士	合 計
	有 資 格 者		有 資 格 者							有 資 格 者			公共用地取得 実務経験者		
	建築設備資格者	建築積算資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量 士補	農業土木 技術管理士				不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士			
大学卒															
高校卒															
その他															
計															

- ※ 有資格者の欄は、資格の数を記入(複数資格を有している者は該当欄にすべて計上)すること。
- ※ 主として構造設計に従事する者は( )内書に、また、主として積算に従事する者は< >内書にして、「計」の欄に記入すること。
- ※ 「公共用地取得実務経験者」とは、官公庁等に勤務し公共用地の取得業務に従事した実績のある者を言い、そのうち実務経験が10年以上の者の数を( )内書にして記入すること。
- ※ 2級の資格を取得した後、1級の資格を取得している者(2級の資格と1級の資格を持っている者)については、1級の資格者1名として記入すること。

熊本県公告第八百三十六号

県有財産を次のとおり売却する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 物件の表示

熊本市水前寺六丁目五五四番一

宅地 一・二一・三八平方メートル(実測)

二 入札期日

平成十三年十二月二十七日 午後一時三十分

三 入札場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十三階共用会議室

四 入札保証金

入札金額の百分の五以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

五 開札期日 入札終了後即時

六 入札説明会

次の日時及び場所で行う。

日時 平成十三年十二月十九日 午後一時三十分から午後二時三十分まで

場所 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館十三階共用会議室

七 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

八 入札参加資格

次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後二年を経過していない者

九 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出期限 平成十三年十二月二十六日 午後五時

提出先 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県総務部管財課

十 入札に参加しようとする者は、九の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。

1 個人の場合

印鑑証明書

2 法人の場合

印鑑証明書

3 1又は2の代理人が参加する場合

1又は2に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書

十一 その他

1 契約締結期限 平成十四年一月十六日

2 売買代金納入期限 納入通知書により指定する。

3 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁行政棟本館七階 熊本県総務部管財課

4 入札参加者は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、同法施行令、熊本県財産条例(昭和三十九年熊本県条例第二十三号)、熊本県会計規則(昭和六十年熊本県規則第十一号)等を承知のうえ入札するものとする。

5 問い合わせ先 熊本県総務部管財課

(電話〇九六一三八三一一一 内線三三〇九)

熊本県公告第八百三十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項の規定により同条第一

項ただし書の許可に係る公開の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開催日時 平成十三年十二月二十日(木)午後二時から

二 開催場所 菊池市大字隈府八六五番地 菊池市中央公民館

三 聴取事項 菊池郡泗水町大字豊水三七三八番地の一 医療法人社団有朋会理事長郷英

司の申請に係る菊池市大字大琳寺字堀の内一三三番、同一三三番一、同一三三番二、同一三四番、同一三七番一、同一三七番二、同一四〇番四及び同一五一番四において介護老人保健施設を新築することについて

熊本県公告第八百三十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十二月十四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 競争入札に付する事項

- 1 委託業務 熊本県基本健康診査等の集計・分析システム開発業務委託
- 2 委託業務の内容 入札説明書及び仕様書による
- 3 委託期間

契約日から平成十四年三月二十九日(金)まで

ただし、成果品の納入期限

平成十四年三月二十日(水)

- 4 成果品の受渡場所 熊本県健康福祉部高齢保健福祉課

- 5 入札方法

入札金額は、熊本県基本健康診査等の集計・分析システム開発事業に係る委託料を記載すること。

- 6 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 平成十三年四月二十三日熊本県告示第三百四十八号、平成十三年度情報システム企画等関連業務委託に係る「一般競争入札の参加者の資格等」により審査のうえ、情報システム企画の資格を有すると認められた者であること。

- 2 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成五年熊本県告示第 二百四十三号)別表第二各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実があった場合、当該事実があった後、一年以上経過している者であること。

三 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次の各号により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- 1 申請期間

平成十三年十二月十四日(金)から平成十三年十二月十九日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで。

- 2 申請場所

四の1に同じ。

- 3 申請方法

四の1の場所へ持参すること。

四 入札手続等

- 1 担当課

熊本県健康福祉部高齢保健福祉課

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本市水前寺六丁目十八番一

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線七一一五

- 2 入札説明書の交付期間及び場所

(一) 期間

平成十三年十二月十四日(金)から平成十三年十二月十九日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 場所

1に同じ

- 3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十二月二十五日(金)午前十時から

(二) 場所 県行政棟新館五階健康福祉部聴聞室

- 4 入札書の提出方法

入札場所に持参に限る。

五 その他

- 1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- 2 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上の金額を入札の日時までに納付すること。

ただし、次の一又は二のいずれかに該当する場合には、入札保証金の納付が免除される。

一 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共

団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわた

たつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出した

とき。

(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

3 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

4 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 最低制限価格

設定しない。

6 契約書作成の要否

要

7 契約書作成の期限

熊本県競争契約入札心得による。

8 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除される。

(一) 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

8 その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼

熊本県監査委員公告第十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定により平成十三

年七月十八日から平成十三年九月二十七日までの間に実施した監査の結果を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十三年十二月十四日

熊本県監査委員	松島紀男
同	白石和男
同	山本秀久
同	児玉文雄

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査執行年月日			
監査対象機関	監査対象期間	監査執行年月日	
総務部	人事課	平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月	平成 13 年 9 月 6 日及び 9 月 27 日
	秘書課	"	平成 13 年 8 月 24 日及び 8 月 31 日
	広報課	"	平成 13 年 8 月 27 日及び 8 月 31 日
	私学文書課	"	平成 13 年 8 月 20 日及び 8 月 23 日
	職員課	"	平成 13 年 8 月 21 日及び 8 月 23 日
	財政課	"	平成 13 年 8 月 29 日及び 9 月 27 日
	管財課	"	平成 13 年 8 月 9 日及び 8 月 23 日
	税務課	"	平成 13 年 9 月 5 日及び 9 月 27 日
	市町村総室	"	平成 13 年 9 月 3 日及び 9 月 25 日
	防災消防課	"	平成 13 年 8 月 10 日及び 8 月 23 日
	企画開発部	"	平成 13 年 9 月 6 日及び 9 月 21 日
	企画調整課	"	平成 13 年 8 月 31 日及び 9 月 5 日
	情報企画課	"	平成 13 年 8 月 28 日及び 9 月 5 日
地域政策課	"	平成 13 年 8 月 24 日及び 8 月 30 日	
文化企画課	"	平成 13 年 8 月 20 日及び 8 月 30 日	
交通対策総室	"	平成 13 年 8 月 21 日及び 8 月 30 日	
土地資源対策課	"	平成 13 年 8 月 23 日及び 8 月 30 日	
統計調査課	"	平成 13 年 9 月 7 日及び 9 月 26 日	
健康福祉部	健康福祉政策課	"	平成 13 年 9 月 7 日及び 9 月 26 日

監査対象機関			
監査対象機関	監査対象期間	監査執行年月日	
健康福祉部	医務福祉課	平成 12 年 4 月～平成 13 年 3 月	平成 13 年 8 月 16 日及び 8 月 29 日
	健康増進課	"	平成 13 年 8 月 21 日及び 8 月 29 日
	高齢保健福祉課	"	平成 13 年 8 月 10 日及び 8 月 29 日
	児童家庭課	"	平成 13 年 8 月 9 日及び 8 月 29 日
	障害保健福祉課	"	平成 13 年 8 月 7 日及び 8 月 20 日
	薬務課	"	平成 13 年 8 月 6 日及び 8 月 20 日
	生活衛生課	"	平成 13 年 8 月 2 日及び 8 月 20 日
	環境政策課	"	平成 13 年 9 月 7 日及び 9 月 26 日
	環境保全課	"	平成 13 年 9 月 6 日及び 9 月 14 日
	自然保護課	"	平成 13 年 9 月 3 日及び 9 月 14 日
	廃棄物対策課	"	平成 13 年 8 月 29 日及び 9 月 5 日
	水俣病対策課	"	平成 13 年 8 月 30 日及び 9 月 5 日
	県民生活総室	"	平成 13 年 8 月 24 日及び 8 月 28 日
男女共同参画課	"	平成 13 年 8 月 23 日及び 8 月 28 日	
国際課	"	平成 13 年 8 月 21 日及び 8 月 28 日	
同和対策課	"	平成 13 年 8 月 20 日及び 8 月 28 日	
商工観光労働部	商工政策課	"	平成 13 年 9 月 5 日及び 9 月 21 日
	工業振興課	"	平成 13 年 9 月 4 日及び 9 月 12 日